

全国一斉生活保護ホットライン報告書

■実施概要

実施期間

2015年1月19日を中心とした日程

実施弁護士会数

50弁護士会

(43弁護士会は全国统一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 7会は独自番号で実施)

■実施結果

回答のあった弁護士会数

50 弁護士会

1 合計相談件数

1085

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
2010年	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
2011年	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
2013年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1000超

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
502	1

3 相談件数

計
1085

4 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
2	19	33	106	180	228	206	299

5 相談者の生活状況

居宅	無料宿泊施設等	親族と同居	生活保護施設	路上	商業施設
740	0	60	0	3	1

6 世帯構成

単身世帯	複数世帯
465	372

7 受給の有無

受給中	申請中	受給歴有り	受給歴無し
361	30	45	453

8 緊急性のある相談

(複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

食べるものがない	ライフラインが止まっている	病院に行けない	住居を追い出されそう	ホームレス状態にある	所持金が乏しい	その他
8	5	22	18	8	27	99

9 生活状況

厳しくなった	変化はない	楽になった	その他
177	67	1	20

10 相談内容

(複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

なし	あり						
		基準引き下げ	申請手続の厳格化	扶養義務者に対する不要圧力の強化	ジェネリック医薬品の使用促進	不正受給対策の強化	その他
525	163	82	14	10	1	4	23

11 違法性

明らかに違法	可能性が高い	適法・判定できない
20	52	396

12 その他

一般的な問合せ	一般的な苦情	その他
408	65	144

13 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教え	他機関紹介
731	24	62	139

※回答のあったもののみカウント。

2015年1月19日を中心に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

●40代男性。精神障害2級。職が見つからない。役所に相談したら、「家賃が4万3000円以下のところでないと生活保護は受け付けられない」と言われた。

→支給される住宅扶助の上限が決まっているだけであり、家賃が高いことを理由に申請させないのは違法です。保護適用後、転居費用を支給して基準内家賃の住居へ転居させるのが正しい対応です。

●70代女性。持ち家有り。10年前に夫死亡。保護課に相談したら、「家を売ってこられい」と言われた。

→家を所有していても、住宅ローンの支払い中であるとか、過度に豪華な家である場合でない限り生活保護は受給できます。単に自宅を所有することを理由として申請を認めないのは違法です。ただし、相談者は65歳以上ですから、リバースモーゲージ（高齢者を対象とする、所有不動産を担保とした生活資金貸付制度）の活用を求められることになると思われます。

●40代男性。怪我をして手術を受けたが、障害が残り、仕事が出来なくなった。市役所に3回、生活保護の相談に行ったが、「親や兄弟に面倒を見てもらえ」と言われ、相手にしてもらえない。申請用紙ももらえない。

→扶養義務者の扶養は生活保護の要件ではないので、親族に扶養を求めて生活保護申請を受け付けないのは違法です。

●30代男性。失業保険が切れ、就職活動したものの、ままならず、生活保護の受給を申請した。ケースワーカーから、「義兄（公務員）や義父（自営）から援助を受けられないのか」「義兄や義父の所に調査に行くことになる」と言われ、申請を維持するか迷っている。

→扶養義務者の扶養は生活保護の要件ではありませんが、DV等特別の事情がない限り、親族に対する扶養照会自体を回避することは困難です。特別な事情がある場合には、事前に申請窓口で十分に相談しておくべきです。なお、扶養照会は、通知を送付して行うのが通常であり、ケースワーカー等が扶養義務者の自宅や勤務先にまで出向くことはありません。

●男性。精神及び身体の障害がある。市の窓口で相談したが、自動車の所有を理由に申請を受け付けてもらえない。

→自動車の所有を理由に生活保護申請を受け付けないのは違法です。なお、保護適用後、所有する自動車は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用されることが求められます。もっとも、障害があって、かつ、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が通院等のために自動車を必要とする場合等には、自動車の保有が認められますので、そのような事情がある場合、担当ケースワーカーとよく相談されるとよいでしょう。

●男性。病気をしして収入がない。貯金も残り2万円で、今月分の家賃も支払えない。税金の滞納がある。税金の滞納があっても、生活保護を受けることができるか。

→税金の滞納がないことは生活保護の要件ではないので、税金の滞納を理由に生活保護申請を受け付けないのは違法ですし、税金の滞納を理由に申請が却下されることもありません。なお、生活保護の受給を開始した場合、未納分の税金については、減免もしくは延納といった対応がとられることとなります。また、住民税は免税となり、所得税についても実質上の負担はなくなります(所得に応じて納付した後、その分が控除対象として生活扶助によりまかなわれることとなります)。

●70代女性。年金月3万5000円、仕事の収入が月5万5000円。国民健康保険料を滞納しているが、生活保護を受けることができるか。

→国民健康保険料の滞納がないことは生活保護の要件ではないので、国民健康保険料の滞納を理由に生活保護申請を受け付けないのは違法です。なお、国民健康保険に加入していた方が生活保護の受給を開始した場合、国民健康保険から脱退し医療扶助の対象となりますから、医療費の自己負担がなく、国民健康保険料の納付も不要となります。また、受給開始前の滞納分についても、生活保護費から強制的に徴収されることは禁止されています。

●女性。生活保護の申請窓口で、「厳しい」と言われ、理由を聞いたところ、「過去に数回の受給歴があるから」との回答だった。

→過去に生活保護を受給した経験がないことは生活保護の要件ではないので、過去の受給歴を理由に申請を受け付けないのは違法です。

ほか特徴的な声

不安の声
(未受給者)

60代女性。年金10万円しかもらっていないので生活はギリギリだが、息子が生活保護を受給しており、扶養照会が来た。生活がギリギリなのに扶養しないといけないのかと思うと、とても心配だ。テレビで生活保護切下げのニュースを見るたびに心が痛む。

不安の声 (未受給者)	男性。生活保護受給者にアパートを貸している。今後、住宅扶助の切下げにより、家賃を下げなければいけないのか。
	80歳男性。1人暮らし。シルバーセンターからの月8万円と年金4万円でやりくりをしている。娘の夫が公務員である。生活保護申請すると、公務員の家族の出世に影響しないか。
	30代女性。両親と同居。うつ病もあり、就労困難。両親も自分たちの生活で精一杯。同居の状態だと生活保護を受けられないようなので、1人暮らしをして生活保護を受けたい。ただし、実家のある自治体は、周りに知られそうなので、相談・申請には行きたくない。
不安の声 (受給者)	女性。母が入院しているが、入院雑費（パジャマ代）を支出したため、生活費が足りない。また、今の生活はカツカツで苦しい。このままでは生活できない。
	女性。子どもが18歳になり、母子加算がなくなったが、子どもは引きこもりなので働けない。そういった点も考慮してほしい。
	女性。自分も長男にも障害がある。保護費が昨年3000～4000円下がった。今後、生活ができない。どうしたらよいのか。
	男性。生活保護費が引き下げられると聞いたが、本当か。引き下げられたら生活できない。現在、精神疾患で治療中。生活保護を受けていることで、みじめな思いがある。
	女性。生活保護が減額されるというが、どれだけ減るのか。年金も減額されるし、生活保護費を減らされると生活できない。1日2食にしている。テレビや家電製品が壊れたときのために貯めなければならないが、それも難しい。
	40代男性。住宅扶助引下げの話が出ているが不安。下がったら、引っ越さなければならないのか。
	60代女性。消費税率アップ、物価上昇、生活保護基準の引下げにより生活が苦しくなった。冠婚葬祭に出られない。灯油代節約のためにストーブを点けるのを我慢している。
	大阪市の生活保護費がプリペイドカードで支給されるとのことだが本当か。どこで使えるのか。食費以外に使うことを制限されるのか、不安がある。
その他	80代男性。年金受給者。妻は特別養護老人ホームに7年前から入所。51歳の息子は、十数年無職で収入がない。定職につけず、就職意欲がなくなった。息子の面倒を見るのが厳しくなった。息子に生活保護の申請に行ってもらいたいが、その意思がない。